

旧会則 栃木県臨床細胞学会会則

※変更箇所は赤字で加筆・修正しています。

第1章 名 称

第 1 条：本会は栃木県臨床細胞学会と称する。

第2章 目的および事業

第 2 条：本会は栃木県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第 3 条：本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会および学術集会の開催。
2. 研修会、講演会などの開催。
3. その他本会の目的達成のために必要な事業。

第 4 条：本会の事務局は、会長の在職施設内に置く。

平成 27 年 4 月よりこの会を次の所在地に置く
栃木県宇都宮市陽南 4-9-13
栃木県立がんセンター 病理診断科

第3章 会 員

第 5 条：本会は原則として栃木県内の医療機関、医療教育に在籍し、本会の目的および事業に賛同する日本臨床細胞学会会員により構成される。

ただし、本会以外の日本臨床細胞学会会員および非会員でも本会の学術集会のみに出席するものを当日会員とする。

注) 会員登録の要件は栃木県内の医療機関、教育機関に在籍することを原則とするが、事由（従来から本会に入会、栃木県から他県に転出後も参加意思あり、栃木県内に非常勤の勤務先がある等）により県外からの入会希望がある場合、原則としてこれを拒まない。

第 6 条：会員は、本会が開催する総会および集会に関する通知を受け、出席して業績を発表し、発言することができる。

第 7 条：本会の趣旨に賛同する個人法人は、本会に寄付をすることができる。

第 8 条：会員は、退会するとき、転居または、主なる職場を変更したときは事務局に通知しなければならない。

第 9 条：2年以上引き続き会費を滞納し、理由無くして督促に応じない場合、その他会員としての名誉を著しく傷つけた場合は、理事会の議決を経て退会せしめる事ができる。

第4章 役 員

第 10 条：本会は下記の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 理事若干名 評議委員若干名 監事 2 名
顧問若干名

第 11 条：会長は栃木県に主なる職場を有する~~日本臨床細胞学会~~ 栃木県臨床細胞学会理事、評議員~~および指導医（専門医）~~のうちより互選し、理事は会長より委嘱し、総会において承認されなければならない。

第 12 条：会長は、随時理事会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。

新会則 栃木県臨床細胞学会会則

第1章 名 称

第 1 条：本会は栃木県臨床細胞学会と称する。

第2章 目的および事業

第 2 条：本会は栃木県における臨床細胞学の発展と普及を図ることを目的とする。

第 3 条：本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会および学術集会の開催。
2. 研修会、講演会などの開催。
3. その他本会の目的達成のために必要な事業。

第 4 条：本会の事務局は、会長の在職施設内に置く。

平成 27 年 4 月よりこの会を次の所在地に置く
栃木県宇都宮市陽南 4-9-13
栃木県立がんセンター 病理診断科

第3章 会 員

第 5 条：本会は原則として栃木県内の医療機関、医療教育に在籍し、本会の目的および事業に賛同する日本臨床細胞学会会員により構成される。

ただし、本会以外の日本臨床細胞学会会員および非会員でも本会の学術集会のみに出席するものを当日会員とする。

注) 会員登録の要件は栃木県内の医療機関、教育機関に在籍することを原則とするが、事由（従来から本会に入会、栃木県から他県に転出後も参加意思あり、栃木県内に非常勤の勤務先がある等）により県外からの入会希望がある場合、原則としてこれを拒まない。

第 6 条：会員は、本会が開催する総会および集会に関する通知を受け、出席して業績を発表し、発言することができる。

第 7 条：本会の趣旨に賛同する個人法人は、本会に寄付をすることができる。

第 8 条：会員は、退会するとき、転居または、主なる職場を変更したときは事務局に通知しなければならない。

第 9 条：2年以上引き続き会費を滞納し、理由無くして督促に応じない場合、その他会員としての名誉を著しく傷つけた場合は、理事会の議決を経て退会せしめる事ができる。

第4章 役 員

第 10 条：本会は下記の役員を置く。

会長 1 名 副会長 1 名 理事若干名 評議委員若干名 監事 2 名
顧問若干名

第 11 条：会長は栃木県に主なる職場を有する栃木県臨床細胞学会理事、評議員のうちより互選し、理事は会長より委嘱し、総会において承認されなければならない。

第 12 条：会長は、随時理事会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。

第13条：会長は、本会の活動状況について日本臨床細胞学会会長に年1回文書で報告しなければならない。

第14条：副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代行する。

第15条：役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 会 計

第16条：本会の経費は、会費、寄付金をもって当てる。
年会費は、医師 4,000円、技師 3,000円とする。

第17条：会費の額および納入方法は、理事会に諮って会長が定める。

第18条：本会の会計は担当理事が管理する。

第19条：本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
本会の決算については毎会計年度終了後監事の監査を経たうえ、総会の承認を得なければならない。

第6章 会則の変更

第20条：この会則の変更は理事会の決定によっておこなわれ、会員の承認をうる。

付 則

**本会は昭和57年11月1日に日本臨床細胞学会栃木県支部会として設立され、平成25年4月1日より栃木県臨床細胞学会と名称を変更した。
本会則は、平成 27年 10月3日から実施する。**

第13条：会長は、本会の活動状況について日本臨床細胞学会会長に年1回文書で報告しなければならない。

第14条：副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、職務を代行する。

第15条：役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 会 計

第16条：本会の経費は、会費、寄付金をもって当てる。
年会費は、医師 4,000円、技師 3,000円とする。

第17条：会費の額および納入方法は、理事会に諮って会長が定める。

第18条：本会の会計は担当理事が管理する。

第19条：本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。
本会の決算については毎会計年度終了後監事の監査を経たうえ、総会の承認を得なければならない。

第6章 会則の変更

第20条：この会則の変更は理事会の決定によっておこなわれ、会員の承認をうる。

付 則

本会は昭和 57 年 11 月に日本臨床細胞学会栃木県支部会として設立され、平成 25 年 4 月より栃木県臨床細胞学会と名称を変更した。
本会則は、平成 27 年 10 月 3 日から実施する。